

封印取付け委託取扱い規程及び受託者準則の一部改正について

新潟運輸支局 登録部門

今般の封印取付け委託取扱い規程及び受託者準則の主な改正ポイントは以下のとおりです。

・「封印の取付けを行う者」を条文に明確化（第4条）

- （1）封印取付け責任者（従来どおり）
- （2）封印取付け担当者 ※ 届出不要
- （3）巡回封印取付け担当者 ※ 届出不要

・「封印取付けを行う施設等」を条文に明確化（第5条）

封印の取付けを行うことができる施設について、
従来の事業場のほか、以下の各施設等にて取付けを行うことが可能となります。

甲種受託者・・・分室（従来どおり）

乙種受託者・・・営業所（**新規**）

複数の受託者が共同で設置する施封センター（従来どおり）

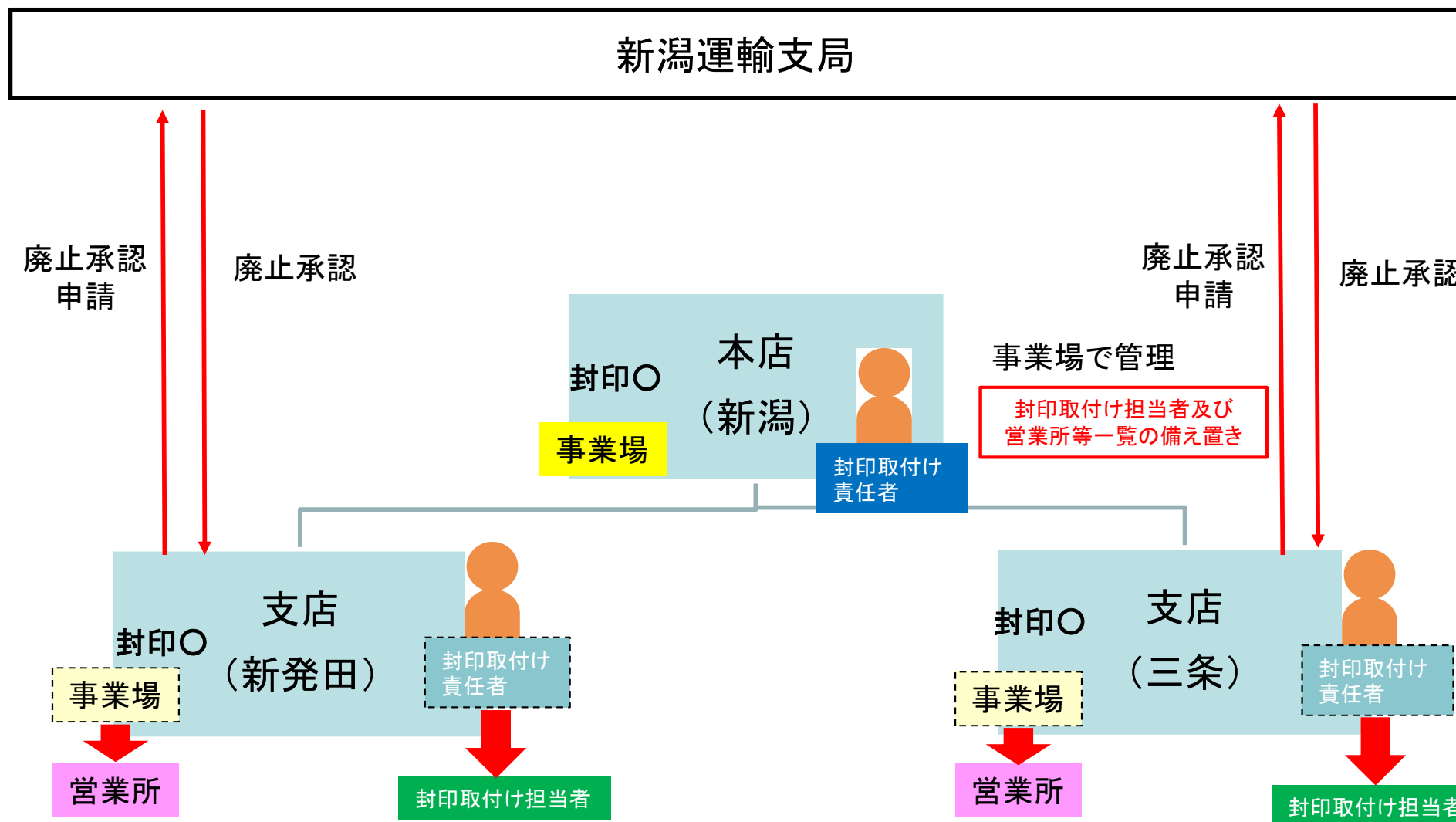
丙種受託者・・・構成員である自動車販売事業者の店舗（従来どおり）

丁種受託者・・・所属する行政書士の事務所（従来どおり）

なお、乙種受託者において、事業場のほかに上記各施設等にて封印の取付けを行う場合は、施行規則第15条の3により業務の廃止承認申請を出していただくとともに、営業所等設置届出を提出していただくこととなります。また、事業場において封印取付け担当者及び営業所等一覧（第3号様式）を備え置いていただくこととなります。

封印の前渡し請求書（第1号様式）は、各営業所分をまとめて事業場からの申請となり、封印取付け報告書（第7号様式）及び封印の取付け内訳表（第8号様式）についても事業場からの報告となります。

営業所のイメージ図を次に示します。



事業場のほかに営業所を施封場所にする場合、受託者となっている支店(新発田・三条)は「事業場の廃止承認申請」が必要。

事業場として存続する本店(新潟)の封印取付け責任者は、営業所(新発田・三条)の封印取付け担当者を選任し、管理・監督し、封印取付け担当者及び営業所等一覧(準則第3号様式)を備え置くこと。

・ 封印取付け委託申請書の添付書類の統一化（第7条）

乙種受託者に限り、新たに封印の取付け委託申請を行う際の添付書類について、以下のとおり統一いたしました。

1. 販売店証明書（完成検査終了証のある自動車の販売を業とすることが確認できるメーカー又はメインディーラーとの契約書（写し）若しくは証明書）
2. 関係法令を遵守することを誓約した書面
3. 登記事項証明書又は住民票
4. 取扱内規（封印の管理に対する組織内の取扱い要領）
5. 道路運送車両法施行規則第15条第1項の封印取付け責任者となる者の所属、職名及び氏名を記載した書面
6. 道路運送車両法施行規則第13条第4号に該当しない旨の誓約書
7. 封印取付け手数料請求権放棄書（無償受託の場合）

なお、毎月10日までにご提出いただいております「封印取付け報告書（第7号様式）」及び「封印の取付け内訳表（第8号様式）」につきまして、今回の改正により様式番号が変更となりました。また、「封印の取付け内訳表」につきましては様式も変更しておりますので（通し番号の付与）、適宜新様式に移行していただきますようお願い申し上げます。

各様式の電子データも掲載しておりますのでご活用ください。